

平成 28 年度予算編成について

1 予算編成方針

(1) 町の状況

昨今の国内景気は、回復基調にあると云われている反面、個人所得の伸びは鈍く、将来への漠然とした不安、消費税率の引上げなどあいまって、消費マインドは向上せず、個人消費の力強い下支えを伴わないことから、想定外の外的要因等があれば、急激に悪化しかねない不安定な状況です。

当町にあっては、生産労働人口の減少などにより、自主財源である町税収入の減少が進行しており、景気回復の恩恵を享受できる自治体とは一線を画す状況となっています。また、国・県支出金、地方交付税、地方債などの依存財源に頼る傾向が常態化しており、不安定で脆弱な財政構造となっています。

これに加え、子育て支援策の強化などによる扶助費の増加、特別会計への繰出金の増嵩は、一般会計の体力を削る要因として顕在化しています。

このような状況から、歳入構造の強化を図るとともに歳出予算に大きくメスを入れる必要に迫られています。

一朝一夕に様々な課題を解決することは困難ですが、「身の丈に合った」この先も町が存続し得る予算を編成しなければならないことは自明の理です。

町は、以上のような状況に対処するため、中・長期的視点に立ち、柔軟かつ迅速に改革を推進しながら様々な施策を実行しなければならない状況です。

(2) 編成方針

平成 28 年度予算は、次の方針に基づき編成することとします。

- ① 平成28年度は、第5次二宮町総合計画中期基本計画のスタートの年となることから、前期基本計画期間中の行政評価結果並びに平成31年度までが計画期間となる二宮町総合戦略の方向性、第4次二宮町行政改革大綱を踏まえ、各事業の内容について適切な見直しを図るとともに、中期基本計画・総合戦略への位置づけについて留意することとします。
- ② 現町長が就任して初めて一から取り組む予算であることから、聖域を認めず歳出予算の全てを検証し、徹底した合理化策を講じた上で必要最小限の予算を一から構築するなどして、町の財政をゼロから見直します。
- ③ 従前のおり予算編成方針を公表するほか、予算編成過程についても公表することとします。
- ④ 各事業及び施設について、その管理・運営に必要な人件費（準ずるものを含む。）、その他諸経費について、柔軟な発想に基づき見直すこととします。
- ⑤ 予算査定は、「一件査定方式」により実施します。また、予算全てにおいて適切な積算根拠と財源見通しを備えたものとし、町民に対して十分な説明責任を果たしていきます。

2 財政状況の見通し

(歳入)

基幹的歳入である町税は、生産労働人口の減少を主な要因として、引き続き平成 28 年度も減少するものと見込んでいます。

地方交付税については、基準財政収入額が落ち込むことが予想される反面、基準財政需要額は、平成 27 年度に新設された人口減少等特別対策事業費のほか臨時財政対策債償還費などを含む公債費が高い水準に留まることが見込まれており、前年並みの交付額を期待したいところですが、予断を許さない状況です。

町債については、一般会計の地方債残高が借入額と償還額とが拮抗しているために減少方向には振れず、平成 22 年度末以降 70 億円台を下回ることがありません。この膠着状態を打開するためには、借入額を従前以上に抑制的なものとしなければならず、これにより歳出事業予算も大きく影響を受けるものと見込んでいます。

(歳出)

歳出予算において、消費的経費については、今まで以上に人件費の抑制を強く意識し、一定の対策を講ずるべき状況にあります。また、扶助費については子育て支援や高齢者支援などへ適切に対処するため、多くの割合で予算化せざるを得ないものと見込んでいます。

物件費は、これまで以上に踏み込んで施設の管理体制のあり方、維持管理経費の見直しを図り、さらなる予算削減を模索していかざるを得ない状況です。また、一般事務の効率性向上を図るため、事業の統廃合などについても積極的に行うべきです。

そのほかでは、特別会計への繰出金が年々肥大化する状況を踏まえ、特別会計側において事業の縮小、廃止、先送りなどへの対策が迫られています。

経常収支比率が 100%に迫る中、全ての事務事業について、「前年未満」で予算化しなければ、借金に依存するほかなく、結果的に未来の町民へ過大な負担を課し、あわせて低水準の行政サービスを強いることとなります。このことから経常経費削減への取組みは、継続的な対応が求められています。

投資的経費は、計画に裏付けされ、真に必要な事業以外は予算化が困難な状況です。町単独事業はもとより、国庫補助事業であっても予算化の見送りや縮小することを否定できないことから、特に切迫性が認められない事業や財源の裏付けが乏しい事業については、予算から除外すべき状況です。

(まとめ)

以上の状況を勘案すると、平成 28 年度予算は、無責任に肥大化することが許されないことから、あらためて行政コストについて考察し、十分な効果を得られていないような事業、効果を立証できない事業、当初目的を達成したにも関わらず根拠なく存続しているような事業があれば、これを廃止するなどして、少なくとも 10 年先まで見据えた現実的なものとしなければなりません。

このためには、予算の効果、方向性、優先度などを見定め、町民に対し説明責任を果たすことができる予算要求が求められています。

3 基本的事項

「1 予算編成方針」及び「2 財政状況の見通し」を踏まえた上、次に記した各事項に十分留意し、平成 28 年度予算の見積りをしてください。

- (1) 平成 25 年度より施行した第 5 次総合計画実施計画（以下、「総合計画」という。）に位置付けられた各事業の進捗状況等を勘案し、かつ平成 28 年度重点施策を念頭に置き予算編成に取り組んでください。また、総合計画に位置付けのない新規事業、既存事業の統廃合がある場合は、「平成 28 年度予算編成に係る新規・廃止事業等調査シート」を提出してください。
- (2) 部長査定については、各部等毎に日程調整の上で実施するとともに、大きな補正や執行残の原因となるような未確定要素の強いものは、部長査定段階で排除してください。なお、選挙管理委員会と監査委員会事務局は総務部長査定とし、農業委員会は都市経済部長査定となります。各課等については、部長査定経過を明らかにするために、査定結果を「部長査定内容確認表」により提出してください。
- (3) 議会からの予算・決算審査意見、監査委員からの決算監査審査指摘事項については、十分に精査した上で予算見積りに反映させてください。
- (4) 「二宮町総合戦略」に位置付けられた事業に係る財源については、制度等を十分に理解した上、確実に捕捉してください。
- (5) 町税、保険税、保険料、使用料及び手数料、負担金等の滞納繰越額については、可能な限り高い目標となる徴収率に基づき予算見積りしてください。
また、国庫補助金などは、根拠希薄な予想に基づく交付率を乗じることなく、原則として理論値で予算見積りをしてください。
- (6) 技術的な理由により町職員で設計額を積算できないものは、原則として設計委託の予算を計上し、適切な積算根拠とするよう努めてください。
特に頻発する入札不調の原因となり得るので、見積書ベースでの計上が社会通念上やむを得ないと判断するものは、複数社から見積書を徴し、数値の客観性向上に努めてください。
- (7) 施設管理に係る委託料等の物件費については、法律で義務化されているものを除き、必要最小限で予算計上してください。また、維持補修費は、施設利用者に対し不利益や危険を及ぼす蓋然性が高い場合に限り、必要な予算計上をしてください。

- (8) 公共施設は、町民にとって大切な「資産」ですが、同時に建設費の償還、維持管理経費などの「負債」の側面を併せ持ちます。よって、投資的経費の予算計上にあたっては、延々と維持管理費が必要となることを強く意識しながら慎重に行い、後年の維持にかかる財源構成を説明できるよう、説得力のある計画としてください。
- (9) 団体等への補助金は、原則として要求額を計上してください。ただし、その算定根拠を必ず見積明細書に記載して下さい。当該根拠が不明であるときは、補助対象としない場合があります。
- また、活動状況などに基づき1件査定を実施するので、団体の実績、今後の活動予定などについて説明できるよう、補助団体から十分に事情聴取してください。
- (10) 工事請負費、委託料等の予算を積算するにあたっては、昨今の人件費の上昇傾向、物価上昇などを十分に配慮するとともにその内容が華美・過大とならないよう留意してください。また、複数年により事業執行する予定であるものは、継続費、債務負担行為の設定を前提に予算見積してください。
- (11) 報酬、賃金などにより任用する者の単価については、最低賃金の動向、近隣市町の状況調査、及び正職員の給与事情なども勘案した上で予算編成することとします。
- (12) 工事などを公共施設課に執行委任する予定のものは、予算見積書提出前に十分に事前調整を行うとともに予算要求書中にその旨を必ず記載してください。
- (13) 具体的にシーリング等の制約は設定しませんが、全ての経費について「前年未満」を念頭に予算見積をしてください。また、前年踏襲に終始した工夫のない予算とならないよう「改善」に留意してください。

4 日程

平成28年度予算の編成日程（予定）は、次のとおりとします。

区 分	日 程
予算見積書提出（入力）期限	平成27年11月4日（水） ※期限厳守
1次査定（政策部）	平成27年11月17日（火）～平成27年12月18日（金）
2次査定（町長・副町長）	平成27年12月21日（月）～平成28年1月8日（金）
内示	平成28年2月1日（月）
予算書校正	内示後3日程度

※1 上記の日程は、事情により変更されることがあります。

※2 各課別の査定日程については、追って通知します。

※3 1次査定には、副主（技）幹以上の職員のうち、所属長が必要と認める者の出席をお願いします。

平成28年度 重点施策（事業）について

1 重点施策（事業）の推進について

町では、第5次二宮町総合計画に掲げる町の将来像「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」の実現に向けて、平成27年度まで、前期基本計画により施策を推進してきた。平成28年度からは、前期基本計画の評価結果を踏まえ総合計画の重点の方針を見直した中期基本計画により、総合計画基本構想に掲げるまちづくりの方向性の実現に向け施策を推進していく。

また、総合計画の重点の方針の見直しに当たっては、平成31年度までを計画期間として「まち・ひと・しごと」の創生に取り組むために策定する「二宮町総合戦略」との整合を図る必要がある。

一方で、人口減少及び少子高齢化の進行、税収の減少など、厳しい財政状況が予想される中で持続可能な町政運営を行っていくためには、平成27年度に策定する「第4次二宮町行政改革大綱」を着実に履行し、今まで以上に、効率的・効果的な行政運営に努めることが求められている。

以上により、平成28年度の重点施策（事業）について、第5次二宮町総合計画前期基本計画実施計画（平成27年度）を基に選定した。

なお、第5次二宮町総合計画中期基本計画及び二宮町総合戦略を策定中であるが、両計画に位置付ける事業については、今後、重点施策（事業）に追加し、優先的、横断的に事業の推進を図っていく。

2 重点施策（事業）について

(1) 生活の質の向上と定住人口の確保

- 高齢者の生きがい活動の推進・支援
- 地域福祉計画の策定
- 社会福祉協議会との連携強化
- 町内事業者等と連携した要支援者対策の推進
- かかりつけ医の普及促進
- 医療連携と在宅医療多職種連携の推進
- 介護予防教室の充実
- 介護人材確保の支援
- 同居・近居の推進による安心な暮らしの推進と定住人口の確保
- 児童・生徒の生きる力の育成と、学習環境の整備
 - ・コミュニケーション能力（国語力・英語力）の育成
 - ・たくましく生きるための体力の向上
- すべての児童・生徒が安心して学べる教育環境づくり
 - ・将来を見据えた学校のあり方の検討 **【新】**
 - ・教育相談体制の強化（チーム力の向上）
- 放課後児童対策の充実
- 子育て支援の促進
 - ・待機児童への対応と駅前保育所の開設 **【新】**
 - ・児童相談体制の充実
 - ・病後児保育事業の検討 **【新】**
- 空き家対策と住環境の整備による定住促進
 - ・空き家等の適正管理と空き家バンク制度（仮称）の運用 **【新】**
 - ・まちづくり条例（仮称）の制定 **【新】**

(2) 環境と風景が息づくまちづくり

- 町の文化・情報の拠点 図書館事業の推進
- ごみ処理広域化による円滑なごみ処理の推進
 - ・二宮町ウッドチップセンターの運営
 - ・リサイクルセンターの整備
 - ・し尿処理施設の再整備
- 地球環境保全事業
 - ・再生可能エネルギーの計画策定と活用方法の検討 **【新】**
- 公共下水道の整備促進
- 新たな起業者支援策の検討 **【新】**

- 公園・広場の充実と適正な管理運営
 - ・公園統廃合に向けた協議、検討
- 子どもから大人までの健康づくり事業の推進 **【新】**
- 未利用町有地の有効活用の調査・検討 **【新】**
 - ・町の課題の整理と専門的組織における検討 **【新】**

(3) 交通環境と防災対策の向上

- 海岸浸食対策に向けた取組み
 - ・国直轄西湘海岸保全事業の推進に向けた連携、協力
- 道路環境と橋りょうの整備
- 地域公共交通の運行計画の見直し **【新】**
- 1市2町消防指令センターの整備 **【新】**
- 災害に強いまちづくり
 - ・木造住宅耐震診断及び改修に関する補助
 - ・防災行政無線移動系の整備（地区本部）

(4) 戦略的行政運営

- 対話型まちづくり（まちづくり移動町長室）の推進
- 職員研修の充実と人事評価制度の本格導入
- 総合計画と総合戦略の推進
- 行政改革の推進（第4次行政改革大綱・推進計画の進捗管理）
- 産学連携の推進
- 適正な公有財産管理
 - ・公共施設再配置全体計画の推進と実施計画の策定 **【新】**
 - ・公共施設予約システムの導入に向けた検討と稼働率の向上 **【新】**
- 効率的な情報システム運営
 - ・都市計画基本図の改訂 **【新】**
 - ・道路台帳の電子化
- まちづくり条例（仮称）の制定 **【新】**（再掲）
- 広域行政の推進
- 情報発信力の強化 **【新】**
 - ・SNSを活用した情報発信 **【新】**
 - ・にのみやStyleの提案 **【新】**
- マイナンバー制度の適切な運用
- 二宮ブランド商品などを活用したふるさと納税の推進